

## 令和7年度 第2回教育・保育部会

令和7年10月27日（月）

13時30分～15時30分

名古屋市役所東庁舎5階 大会議室

### 1 《報告》

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【資料1】

### 2 《議題》

（1）今後の教育・保育施策のあり方検討について

【資料2】

（2）利用定員設定の考え方の見直しについて

【資料3】

（3）令和8年4月における新たな利用定員の設定について

【資料4】

＜次回開催予定＞  
日時：令和8年2月頃  
場所：未定

## 《報 告》

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

## 1 概 要

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず、月10時間までの利用を上限とした通園支援を実施するもの。

## 2 本格実施に向けた国の動き

| 時 期  | 内 容  |
|--|--|
| 令和6年<br>6月12日                                      | ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布   |
| 第1回（6/26）<br>第2回（9/26）<br>第3回（10/30）<br>第4回（12/26） | ・「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」<br>令和7年度の事業実施に関する利用可能時間、人員配置、<br>設備運営基準、安定的な運営の確保等について、検討                    |
| 令和7年1月   | ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定   |
| 4月   | ・改正児童福祉法施行 → 事業の法制度化   |
| 第1回（7/18）<br>第2回（10/10）<br>第3回（12月）                | ・「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」※<br>第1回検討会では、令和7年度の実施状況（115自治体で事業開始（6月時点）、254自治体で実施予定）、本格実施に向けた準備事項とスケジュールについて説明 |
| 10月  | ・国：乳児等通園支援事業の確認基準（案）の提示  |
| 11月  | ・国：乳児等通園支援事業の確認基準の制定   |
| 令和8年4月   | ・改正子ども・子育て支援法施行<br>⇒ 新たな給付制度として全ての自治体で実施   |

※ 国の検討会において、令和8年度の本格実施に向け、主に以下事項について、議論される予定。

- ・利用可能時間
- ・補助・公定価格
- ・こども誰でも通園制度の実施に関する手引（改正）
- ・こども誰でも通園制度に関する研修

### 3 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の検討状況

#### (1) 条例制定における基本的な考え方

国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（【別紙 1】参照）は、乳児等通園支援事業を適切に運営するための基準として規定されるものであることから、国基準を基本としつつ、本市の実情に応じて必要な規定を設けることとする。

※ 「名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に準じて、検討

#### (2) 国の基準（内閣府令）から変更を検討する主な事項

以下の事項について、国の基準に対して規定の追加を行う。

| 区分                | 内容                              | 理由  |
|-------------------|---------------------------------|---|
| なごや子どもの権利条例の理念の追加 | なごや子どもの権利条例の理念に則り、運営することを追加     | なごや子どもの権利条例に基づき、子どもの健やかな育ちを保障するため             |
| 防犯                | 防犯に関して必要な措置を講じることを追加            | 防犯の意識を高めるとともに、子どもの安全確保を図るもの                   |
| 避難訓練等             | 少なくとも毎月1回は避難訓練等を行うことを追加         | 非常災害に備えるため、避難訓練等に係る基準を定めるもの                   |
| 食料及び飲料水の備蓄        | 飲料水及び食料を備蓄することを追加               | 本市が南海トラフ巨大地震の想定震源域であることを踏まえ、大規模災害に備えた基準を定めるもの |
| 暴力団の排除            | 運営にあたって、暴力団を利することとならないようすることを追加 | 暴力団排除のための責務を明確にするもの                           |

#### 4 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の改正（乳児等通園支援事業）

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされている。基本指針について、以下の事項が追加されるため、名古屋市子ども・子育て支援事業計画の改正を行うもの。（【別紙2】参照）

##### (1)「乳児等通園支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期」

「量の見込み」の算出等の考え方については、令和6年10月に国から示されたことから、本事項については、令和7年3月に計画を設定している。

##### (2)「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」

以下の内容について、名古屋市子ども・子育て支援事業計画に追加。

##### 「(5) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、乳児等通園支援事業者及び地域の教育・保育施設等に対して情報提供を行うとともに、教育・保育施設等と連携することにより、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設等の利用への円滑な移行ができるよう支援します。」

#### 5 今後のスケジュール（予定）

| 時 期     | 内 容  |
|---------|--|
| 令和8年2月頃 | <ul style="list-style-type: none"><li>・第3回教育・保育部会<br/>　　乳児等通園支援事業を実施する事業所の利用定員を定めるため、意見聴取予定</li><li>・第3回なごや子ども・子育て支援協議会<br/>　　名古屋市子ども・子育て支援事業計画（改正案）について報告</li></ul> |
| 3月      | <ul style="list-style-type: none"><li>・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定</li></ul>   |
| 4月      | <ul style="list-style-type: none"><li>・条例に基づく事業者の確認<br/>⇒ 給付制度として本格実施</li></ul>  |

○内閣府令第

号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の二において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

## 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第三条）

第二節 運営に関する基準（第四条—第二十二条）

第三章 雜則（第二十三条）

## 附則

- 1 -

## 第一章 総則

## （趣旨）

第一条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条の規定による基準

二 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第六条、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十条の規定による基準

三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項

- 2 -

以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準　この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

#### (一般原則)

第一条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の二に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意志及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子ども立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規

- 3 -

定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行なう者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行なう事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第一章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもとの区分ごとに、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の一第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

一 満一歳未満の支給対象小学校就学前子ども

- 4 -

## 二 満一歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第二節 運営に関する基準

#### （面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十一条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費

- 5 -

用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

#### （正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第二項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

#### （あつせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

- 6 -

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第二十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第二十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の

状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第二十条の二十第五項（法第二十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条に

において同じ。)を受けるときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第二十条の二十第一項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用

- 9 -

#### 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるものはか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第一項及び第二項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにすることとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第二項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 10 -

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等

支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

- 第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十二年厚生省令第六十二号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二第一十二項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

- 第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にそ

の改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

- 第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

- 第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもとの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

- 第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係

る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

#### (運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第二条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第二条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

(掲示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行つことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。

- 15 -

(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第二十二条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得て

- 16 -

おかなければならぬ。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- (利益供与等の禁止)

- 17 -

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員

に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等

- 18 -

からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情について市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

#### (地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠

償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### (記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第一項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第二章 雜則

#### (電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもの(以下「この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこと)が規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において

「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 23 -

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受け取る方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該

- 24 -

乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下「この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第二項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第一項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

- 25 -

#### 附 則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

- 26 -

(2)

**乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

事業番号 157

**■事業概要**

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園支援事業を実施します。

**■量の見込みの考え方**

対象年齢<sup>※1</sup>の未就園児童数 × 月一定時間<sup>※2</sup> × 利用意向割合

※1 0歳6か月から満3歳未満

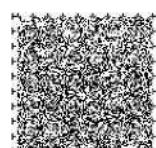
※2 10時間

**■確保方策の考え方**

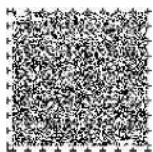
令和11年度に向けて段階的に実施か所数を拡充し、事業を実施します。

**■量の見込みと確保方策**

次ページ以降のとおり

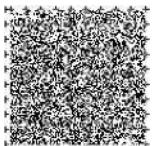


| 区域   | 量の見込み | 令和 7 年度  | 令和 8 年度  | 令和 9 年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 千種区  | 0 歳児  | 1,751 時間 | 1,742 時間 | 1,738 時間 | 1,725 時間 | 1,712 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,862 時間 | 2,003 時間 | 2,007 時間 | 2,054 時間 | 2,088 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,951 時間 | 1,819 時間 | 1,943 時間 | 1,986 時間 | 2,033 時間 |
|      | 小計    | 5,564 時間 | 5,564 時間 | 5,688 時間 | 5,765 時間 | 5,833 時間 |
| 東区   | 0 歳児  | 1,110 時間 | 1,106 時間 | 1,089 時間 | 1,085 時間 | 1,072 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,260 時間 | 1,379 時間 | 1,401 時間 | 1,422 時間 | 1,452 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,255 時間 | 1,213 時間 | 1,315 時間 | 1,358 時間 | 1,379 時間 |
|      | 小計    | 3,625 時間 | 3,698 時間 | 3,805 時間 | 3,865 時間 | 3,903 時間 |
| 北区   | 0 歳児  | 1,328 時間 | 1,302 時間 | 1,281 時間 | 1,264 時間 | 1,238 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,157 時間 | 1,255 時間 | 1,230 時間 | 1,225 時間 | 1,243 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,021 時間 | 927 時間   | 999 時間   | 1,008 時間 | 1,003 時間 |
|      | 小計    | 3,506 時間 | 3,484 時間 | 3,510 時間 | 3,497 時間 | 3,484 時間 |
| 楠支所  | 0 歳児  | 427 時間   | 418 時間   | 406 時間   | 397 時間   | 384 時間   |
|      | 1 歳児  | 363 時間   | 397 時間   | 389 時間   | 389 時間   | 393 時間   |
|      | 2 歳児  | 423 時間   | 393 時間   | 418 時間   | 418 時間   | 418 時間   |
|      | 小計    | 1,213 時間 | 1,208 時間 | 1,213 時間 | 1,204 時間 | 1,195 時間 |
| 西区   | 0 歳児  | 1,179 時間 | 1,170 時間 | 1,161 時間 | 1,161 時間 | 1,153 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,140 時間 | 1,230 時間 | 1,221 時間 | 1,243 時間 | 1,264 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,119 時間 | 1,059 時間 | 1,144 時間 | 1,153 時間 | 1,170 時間 |
|      | 小計    | 3,438 時間 | 3,459 時間 | 3,526 時間 | 3,557 時間 | 3,587 時間 |
| 山田支所 | 0 歳児  | 824 時間   | 824 時間   | 828 時間   | 828 時間   | 828 時間   |
|      | 1 歳児  | 816 時間   | 888 時間   | 880 時間   | 888 時間   | 914 時間   |
|      | 2 歳児  | 752 時間   | 709 時間   | 764 時間   | 773 時間   | 781 時間   |
|      | 小計    | 2,392 時間 | 2,421 時間 | 2,472 時間 | 2,489 時間 | 2,523 時間 |
| 中村区  | 0 歳児  | 1,986 時間 | 1,998 時間 | 2,020 時間 | 2,020 時間 | 2,015 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,926 時間 | 2,126 時間 | 2,161 時間 | 2,237 時間 | 2,276 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,682 時間 | 1,648 時間 | 1,823 時間 | 1,887 時間 | 1,956 時間 |
|      | 小計    | 5,594 時間 | 5,772 時間 | 6,004 時間 | 6,144 時間 | 6,247 時間 |
| 中区   | 0 歳児  | 1,277 時間 | 1,315 時間 | 1,358 時間 | 1,392 時間 | 1,409 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,490 時間 | 1,665 時間 | 1,751 時間 | 1,845 時間 | 1,947 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,196 時間 | 1,204 時間 | 1,354 時間 | 1,443 時間 | 1,524 時間 |
|      | 小計    | 3,963 時間 | 4,184 時間 | 4,463 時間 | 4,680 時間 | 4,880 時間 |
| 昭和区  | 0 歳児  | 1,375 時間 | 1,371 時間 | 1,358 時間 | 1,341 時間 | 1,315 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,379 時間 | 1,495 時間 | 1,503 時間 | 1,524 時間 | 1,550 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,495 時間 | 1,405 時間 | 1,507 時間 | 1,546 時間 | 1,571 時間 |
|      | 小計    | 4,249 時間 | 4,271 時間 | 4,368 時間 | 4,411 時間 | 4,436 時間 |
| 瑞穂区  | 0 歳児  | 1,319 時間 | 1,298 時間 | 1,277 時間 | 1,260 時間 | 1,247 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,345 時間 | 1,443 時間 | 1,422 時間 | 1,418 時間 | 1,426 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,383 時間 | 1,319 時間 | 1,405 時間 | 1,409 時間 | 1,405 時間 |
|      | 小計    | 4,047 時間 | 4,060 時間 | 4,104 時間 | 4,087 時間 | 4,078 時間 |
| 熱田区  | 0 歳児  | 734 時間   | 730 時間   | 722 時間   | 717 時間   | 705 時間   |
|      | 1 歳児  | 589 時間   | 641 時間   | 636 時間   | 636 時間   | 641 時間   |
|      | 2 歳児  | 581 時間   | 534 時間   | 581 時間   | 594 時間   | 594 時間   |
|      | 小計    | 1,904 時間 | 1,905 時間 | 1,939 時間 | 1,947 時間 | 1,940 時間 |
| 中川区  | 0 歳児  | 1,879 時間 | 1,840 時間 | 1,815 時間 | 1,776 時間 | 1,734 時間 |
|      | 1 歳児  | 1,618 時間 | 1,717 時間 | 1,657 時間 | 1,657 時間 | 1,640 時間 |
|      | 2 歳児  | 1,473 時間 | 1,354 時間 | 1,426 時間 | 1,405 時間 | 1,405 時間 |
|      | 小計    | 4,970 時間 | 4,911 時間 | 4,898 時間 | 4,838 時間 | 4,779 時間 |



| 区域     | 量の見込み | 令和 7 年度  | 令和 8 年度  | 令和 9 年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 富田支所   | 0 歳児  | 948 時間   | 927 時間   | 914 時間   | 901 時間   | 880 時間   |
|        | 1 歳児  | 892 時間   | 944 時間   | 918 時間   | 914 時間   | 905 時間   |
|        | 2 歳児  | 845 時間   | 781 時間   | 820 時間   | 811 時間   | 811 時間   |
|        | 小計    | 2,685 時間 | 2,652 時間 | 2,652 時間 | 2,626 時間 | 2,596 時間 |
| 港区     | 0 歳児  | 1,003 時間 | 974 時間   | 944 時間   | 922 時間   | 888 時間   |
|        | 1 歳児  | 717 時間   | 730 時間   | 670 時間   | 645 時間   | 619 時間   |
|        | 2 歳児  | 880 時間   | 773 時間   | 777 時間   | 743 時間   | 709 時間   |
|        | 小計    | 2,600 時間 | 2,477 時間 | 2,391 時間 | 2,310 時間 | 2,216 時間 |
| 南陽支所   | 0 歳児  | 384 時間   | 367 時間   | 354 時間   | 342 時間   | 329 時間   |
|        | 1 歳児  | 448 時間   | 457 時間   | 431 時間   | 414 時間   | 406 時間   |
|        | 2 歳児  | 363 時間   | 316 時間   | 320 時間   | 303 時間   | 295 時間   |
|        | 小計    | 1,195 時間 | 1,140 時間 | 1,105 時間 | 1,059 時間 | 1,030 時間 |
| 南区     | 0 歳児  | 1,396 時間 | 1,349 時間 | 1,302 時間 | 1,268 時間 | 1,225 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,157 時間 | 1,208 時間 | 1,123 時間 | 1,072 時間 | 1,046 時間 |
|        | 2 歳児  | 1,161 時間 | 1,042 時間 | 1,072 時間 | 1,021 時間 | 974 時間   |
|        | 小計    | 3,714 時間 | 3,599 時間 | 3,497 時間 | 3,361 時間 | 3,245 時間 |
| 守山区    | 0 歳児  | 1,657 時間 | 1,623 時間 | 1,618 時間 | 1,606 時間 | 1,588 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,614 時間 | 1,717 時間 | 1,657 時間 | 1,687 時間 | 1,712 時間 |
|        | 2 歳児  | 1,507 時間 | 1,379 時間 | 1,460 時間 | 1,439 時間 | 1,460 時間 |
|        | 小計    | 4,778 時間 | 4,719 時間 | 4,735 時間 | 4,732 時間 | 4,760 時間 |
| 支志段味所味 | 0 歳児  | 769 時間   | 756 時間   | 756 時間   | 747 時間   | 743 時間   |
|        | 1 歳児  | 713 時間   | 760 時間   | 734 時間   | 747 時間   | 756 時間   |
|        | 2 歳児  | 956 時間   | 888 時間   | 931 時間   | 922 時間   | 939 時間   |
|        | 小計    | 2,438 時間 | 2,404 時間 | 2,421 時間 | 2,416 時間 | 2,438 時間 |
| 緑区     | 0 歳児  | 1,828 時間 | 1,789 時間 | 1,755 時間 | 1,734 時間 | 1,717 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,670 時間 | 1,746 時間 | 1,670 時間 | 1,652 時間 | 1,657 時間 |
|        | 2 歳児  | 1,687 時間 | 1,546 時間 | 1,601 時間 | 1,571 時間 | 1,550 時間 |
|        | 小計    | 5,185 時間 | 5,081 時間 | 5,026 時間 | 4,957 時間 | 4,924 時間 |
| 徳重支所   | 0 歳児  | 1,584 時間 | 1,550 時間 | 1,520 時間 | 1,507 時間 | 1,495 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,469 時間 | 1,537 時間 | 1,473 時間 | 1,452 時間 | 1,456 時間 |
|        | 2 歳児  | 1,670 時間 | 1,537 時間 | 1,597 時間 | 1,567 時間 | 1,550 時間 |
|        | 小計    | 4,723 時間 | 4,624 時間 | 4,590 時間 | 4,526 時間 | 4,501 時間 |
| 名東区    | 0 歳児  | 1,926 時間 | 1,909 時間 | 1,896 時間 | 1,892 時間 | 1,879 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,968 時間 | 2,088 時間 | 2,067 時間 | 2,097 時間 | 2,135 時間 |
|        | 2 歳児  | 2,135 時間 | 2,015 時間 | 2,122 時間 | 2,144 時間 | 2,169 時間 |
|        | 小計    | 6,029 時間 | 6,012 時間 | 6,085 時間 | 6,133 時間 | 6,183 時間 |
| 天白区    | 0 歳児  | 1,943 時間 | 1,926 時間 | 1,900 時間 | 1,883 時間 | 1,862 時間 |
|        | 1 歳児  | 1,652 時間 | 1,785 時間 | 1,759 時間 | 1,755 時間 | 1,772 時間 |
|        | 2 歳児  | 1,648 時間 | 1,529 時間 | 1,640 時間 | 1,661 時間 | 1,657 時間 |
|        | 小計    | 5,243 時間 | 5,240 時間 | 5,299 時間 | 5,299 時間 | 5,291 時間 |

| 全市   | 令和 7 年度            | 令和 8 年度   | 令和 9 年度   | 令和 10 年度  | 令和 11 年度  |
|------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 見込み  | 0 歳児               | 28,627 時間 | 28,284 時間 | 28,012 時間 | 27,768 時間 |
|      | 1 歳児               | 27,245 時間 | 29,211 時間 | 28,760 時間 | 28,973 時間 |
|      | 2 歳児               | 27,183 時間 | 25,390 時間 | 27,019 時間 | 27,162 時間 |
|      | 計                  | 83,055 時間 | 82,885 時間 | 83,791 時間 | 83,903 時間 |
| 確保方策 | 令和 11 年度に向けて段階的に拡充 |           |           |           |           |



## 子どものための教育・保育給付

### (3) 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所が判断することになりますが、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要になることから、本市では、移行を行うかどうかの判断ができるよう、地域の実情や基準等の情報提供を行い、移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう個別に支援します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。

あわせて、保育交流や合同研修等の継続的な実施を通じて、幼稚園教諭と保育士が互いの知識や技術を深め、一人ひとりの専門性を發揮することにより、質の高い幼児教育や保育の提供につとめます。

### (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化では、市町村は、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが、市町村の確認を受けた未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する際に要した費用について、保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を支給することとされています。

本市では、未移行幼稚園の利用料については、保護者の利便性及び未移行幼稚園の運営面に配慮しつつ、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、未移行幼稚園に対して施設等利用費を支給します。

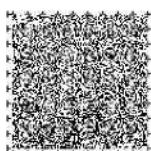
また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、償還払いとして、四半期ごとに保護者に対して施設等利用費を支給します。

なお、幼稚園や認定こども園の利用者については、保護者の利便性を考慮し、利用施設において、給付申請をとりまとめることとします。

追加

### (5) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、乳児等通園支援事業者及び地域の教育・保育施設等に対して情報提供を行うとともに、教育・保育施設等と連携することにより、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設等の利用への円滑な移行ができるよう支援します。



資料2

《議題》

(1) 今後の教育・保育施策のあり方検討について

## 第1回教育・保育部会における主な意見 (今後の教育・保育施策のあり方検討)

### 1 利用者負担額の軽減

|          |   |
|----------|---|
| 上田<br>委員 | ・社会的インパクトとしては完全無償化の方が良いが、保育ニーズの増加に伴う待機児童対策への影響も考慮すると、バランスをみながら段階的に進めていくことが必要。   |
| 藤岡<br>委員 | ・愛知県では令和7年10月から第2子無償化を予定しているが、これまで愛知県・名古屋市と歩調を合わせて保育施策を行ってきた。時期の差はあっても県と足並みを揃えて名古屋市においても無償化を実施していくのかお聞きしたい。   |
| 齊藤<br>委員 | ・無償化は新たなニーズを掘り起こすことが目的ではなく、保護者の選択肢を増やすといった保護者ニーズへの対応のひとつである。補足意見の内容について工夫が必要。<br>・選択肢を増やす意味では、0歳から2歳の無償化だけでも意義があるが、利用できない保護者(幼稚園の2歳児プレや満3歳預かり等)に対する支援についても検討が必要。すべての子どもに対して支援が行き届く施策の実施をお願いしたい。 |

### 2 保育ニーズの増加を見据えた教育・保育施策のあり方

|          |   |
|----------|---|
| 上田<br>委員 | ・新設整備という考え方ではなく、公立私立幼稚園の活用等も含めた方策を検討する必要がある。  |
| 齊藤<br>委員 | ・(利用者負担額の軽減に伴い)待機児童対策として新設整備が必要なことは分かるが、長期的に見た時に不要となってくる。現在ある施設をうまく活用しながら対策を行っていく必要がある。私立幼稚園は定員に余裕があるので満2歳児から受け入れるなど、名古屋市としての施策を検討頂きたい。 |
| 橋本<br>委員 | ・(第2子無償化であれば)令和10年には対策が必要なくなるため、2年だけのために受け皿としての新設整備は現実的ではない。<br>・お金の面・人の面などバランスよく考えて、新設整備以外に受け皿としてどのような方策があるか検討が必要。                     |
| 藤岡<br>委員 | ・既存施設を十分に活用する形で、人的支援に対しても維持しつつ様々な方策で対応を検討する必要がある。<br>・定員が埋まらず、特に小規模保育事業に至っては、運営がかなり厳しいため、定員の増減についてもっと柔軟(判定期間を短く)に対応できるような仕組みづくりの検討が必要。  |

|          |  |
|----------|--|
| 山谷<br>委員 | ・第1子無償化については、必要な対策数を見る限り非常に難しい印象だが、第2子無償化に関しては、令和10年4月で対策数は必要ないとのこと。令和9年4月の236や令和10年4月の1090という数字は対策として可能な範囲なのか市の考えをお聞きしたい。 |
|----------|--|

### 3 その他

|          |  |
|----------|--|
| 藤岡<br>委員 | ・局地的なニーズ増に対する新設整備についても、定員の増減などで対応いただき、新設整備はやめて頂きたいが市の考えをお聞きしたい。<br>・地域型保育事業の運営は大変苦しい状況にある。意見書でも述べられているが、急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりについて早急に検討が必要である。現在の検討状況等あればお尋ねしたい。 |
|----------|--|

# 「今後の教育・保育施策のあり方」について

## (補足意見・案)

令和7（2025）年〇月〇日

なごや子ども・子育て支援協議会  
教育・保育部会

### はじめに

令和6（2024）年6月10日になごや子ども・子育て支援協議会教育・保育計画部会が提出した「今後の教育・保育施策のあり方」の意見書において、将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組について意見が述べられているが、利用者負担額の軽減を名古屋市において実施する場合、保育ニーズの増加が見込まれることから、教育・保育部会において、利用者負担額の軽減及び保育ニーズの増加に対する現状と課題を整理し、「今後の教育・保育施策のあり方」の補足意見として取りまとめたので報告する。

### 1 利用者負担額の軽減について

名古屋市では従前より、3歳未満児にかかる保育料を国基準保育料の6割程度に抑えることや、第3子以降の子どもの保育料を無料とする独自の多子軽減施策を実施してきたが、他都市の状況をみると、東京都では第1子無償化、政令指定都市でも全20市中7市が第2子無償化を実施しており、近年、保育料無償化を独自に実施する自治体が増加し、地域間格差が生じてきている。

利用者負担額の軽減は、子育て世帯の負担軽減や保育所等を利用していない保護者にとって選択肢を増やすことに繋がることから、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減を実施すべきであるが、保育ニーズの増加に伴う待機児童の発生も懸念されることから、実施内容及び実施時期については、就学前児童数等の状況を注視しながら慎重に検討すべきである。

## 2 保育ニーズの増加を見据えた教育・保育施策のあり方について

利用者負担額の軽減を実施する場合、保育ニーズの増加が見込まれるが、一方で、就学前児童数は年々減少しており、長期的な視点で考えると新たな施設を整備するのではなく、保育所等での受入れや私立幼稚園での預かり等の既存の枠組みを活用することによって、待機児童が発生しないよう検討すべきである。

また、一時的な保育ニーズの増加に伴う待機児童対策が必要となる場合であっても、地域型保育事業など、地域あるいは施設によっては、既に経営状況が悪化しており、急な閉園となってしまう恐れがあることから、保育ニーズの動向だけに注視するのではなく、個別の状況をしっかりと把握し、施設の急な閉園を防ぐ等の仕組みづくりを早急に検討する必要がある。

### おわりに

利用者負担額の軽減とそれに伴う保育ニーズの増加を見据えた、課題や取組について意見を述べてきた。「今後の教育・保育施策のあり方」の意見書と併せて補足意見についても、名古屋市の今後の教育・保育施策に反映されることを望み、補足意見のまとめとする。

## 《議題》

(2) 利用定員設定の考え方の見直しについて

## 利用定員設定の考え方の見直しについて

本市の利用定員設定の考え方については、平成 27 年度及び平成 28 年度の教育・保育部会における意見聴取を行いながら本市独自に定めたものであるが、就学前児童数における保育を必要とする児童の割合が近年増加するなど、子ども・子育て支援新制度の開始から 10 年が経過し本市の状況が変化していること、また、国において定員を恒常に超過する場合の調整適用の要件が変更（※）されたことなどを踏まえ、利用定員の設定に関する考え方を見直すもの。

※2・3号認定子どもについて、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合における公定価格の減額調整の要件が見直され、以下のとおり「連続する 5 年度間」→「連続する 2 年度間」に短縮されたもの。

【令和 7 年度～】

2

- (1) 直前の連続する 5 年度間、常に利用定員を超えていること  
(2) 各年度の年間平均在所率が 120% 以上であること

両方に該当

### 現行の利用定員設定の考え方

#### ① 保育所から認定こども園へ移行する場合の 1 号認定子どもの定員設定（以下「保育所 1 号設定」という）の考え方

- ・ 1 号認定子どもの利用定員については、本市において供給過剰であることから、新規の定員設定を抑制する方針とする。
- ・ 国が認定こども園への移行を促進していること、また、保護者の就労状況に関わらず同じ施設を引き続き利用できるという認定こども園の趣旨を鑑みる必要があることから、保育所 1 号設定については、原則として必要最小限の範囲で定員の設定を認めることとする。なお、保育所 1 号設定については、原則として定員の増加を認めないこととする。
- ・ 上記の「必要最小限の範囲」については、2 号認定子どもの利用定員の 10% 程度（各歳上限 5 人）とする。ただし、2・3 号定員を縮小して 1 号定員へ転換することは認めないこととする。
- ・ 平成 27 年 4 月 1 日（子ども・子育て支援新制度の開始日）より前に認可された施設については、移行初年度から上記の範囲内で定員を設定することを可能とするが、その他の施設については、移行または開所後 2 年目以降に定員を設定することを可能とする。

## 現行の利用定員設定の考え方

### ② 幼稚園から認定こども園へ移行する場合の2号認定子どもの定員設定（以下「幼稚園2号設定」という）の考え方

- ・2号認定子どもの利用定員については、当該施設が公募対象地域に存するか等の待機児童対策の状況により、新規の定員設定を調整する方針とする。
- ・待機児童対策の状況により調整を行う場合には、国が認定こども園への移行を促進していること等を鑑み、幼稚園2号設定については、原則として移行前の幼稚園の認可定員の10%程度（各歳上限5人）まで設定できることとする。なお、幼稚園2号設定については、原則として定員の増加を認めないこととする。

| 区分                 | 整備補助なし                                | 整備補助あり                                |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 賃貸標準園・通常整備公募対象地域   | ・2号利用定員は任意で設定できる                      | ・整備補助を行う趣旨を踏まえ、2号利用定員設定の必要な調整を行う      |
| 賃貸標準園・通常整備公募対象地域以外 | ・2号利用定員は移行前の幼稚園の認可定員の10%程度(各歳5人)までの設定 | ・2号利用定員は移行前の幼稚園の認可定員の10%程度(各歳5人)までの設定 |

### ③ 幼稚園から認定こども園へ移行する場合の3号認定子どもの定員設定（以下「幼稚園3号設定」という）の考え方

- ・幼稚園3号設定については、学年進行上支障がないように設定することとする。

## 新たな利用定員設定の考え方（案）

### ① 幼稚園 2 号設定及び保育所 1 号設定の考え方

- ・公募対象外地域における幼稚園 2 号設定については、移行前の幼稚園の認可定員の 20%程度（各歳上限 10 人）まで設定できることとする。
- ・一方で、保育所 1 号設定については、本市において 1 号の新規の定員設定を抑制する方針としていることから、幼稚園 2 号設定と同等の引き上げではなく、2 号認定子どもの利用定員の 15%程度（各歳上限 10 人）まで設定できることとする。なお、新設の幼保連携型認定こども園の 1 号定員の設定についても同様の考え方とする。
- ・幼稚園 2 号設定及び保育所 1 号設定については、原則として定員の増加を認めないこととする。ただし、令和 8 年度中に実施する 2 回の意向調査の機会に限り、現行の考え方で設定している定員から上記の範囲内で増やすことを認めることとする。
- ・保育所 1 号設定については、平成 27 年 4 月 1 日以降に認可された施設については、従前からの部会でのご意見や施設からの要望等を踏まえ、移行の場合は初年度から定員を設定できることとし、新設の場合は現行の考え方と同様に、保護者のニーズ等を鑑みて開所後 2 年目以降に設定できることとする。

### ② 幼稚園 3 号設定の考え方

- ・幼稚園 3 号設定については、現行の考え方を維持するため、移行前の幼稚園の認可定員の 10%程度（各歳上限 5 人）まで設定可とする。

⇒ 定員変更については令和 8 年 10 月 1 日から、新規の定員設定については令和 9 年 4 月 1 日から上記の考え方を適用するものとする。

## ●現行の利用定員設定の考え方

### ＜幼保連携型認定こども園の新設・保育所から認定こども園への移行＞

| 1号  | 2号 | 3号  |
|---|----|---|
| <p>新規の設定を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日（子ども・子育て支援新制度の開始日）より前に認可された保育所が移行する際は、原則として、<u>2号認定子どもの利用定員の10%程度(各歳上限5人)まで設定できる。</u></li> <li>新設の幼保連携型認定こども園及び平成27年4月1日以降に認可された保育所で認定こども園へ移行した園については、認定こども園としての認可・認定後2年目以降は、保護者のニーズ等を鑑み、<u>2号認定子どもの利用定員の10%程度(各歳上限5人)まで新規に設定できる。</u></li> </ul> |    | <p>利用定員を縮小し、1号認定子どもの利用定員へ転換することは原則認めない。</p> |

### ＜幼稚園から認定こども園への移行＞

| 1号                  | 2号     |      |  | 3号                 | その他         |
|---------------------|--------|------|--|--------------------|-------------|
|                     | 公募対象地域 | 整備補助 | 取扱い  |                    |             |
| 移行前の幼稚園の認可定員内で設定する。 | 対象     | 無    | 任意に設定できる。  | 学年進行上支障がないように設定する。 |             |
|                     |        | 有    | 整備補助を行う趣旨を踏まえ、必要な調整を行う。                          |                    | 1歳児からの受入れ必須 |
|                     | 対象外    | 無    | 原則として、 <u>移行前の幼稚園の認可定員の10%程度(各歳上限5人)まで設定できる。</u> |                    |             |
|                     |        | 有    |  |                    | 1歳児からの受入れ必須 |

## ●新たな利用定員設定の考え方（案）

### ＜幼保連携型認定こども園の新設・保育所から認定こども園への移行＞

| 1号   | 2号                                   | 3号 |
|--|--------------------------------------|----|
| <p>新規の設定を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所が認定こども園へ移行する際は、原則として、2号認定子どもの利用定員の<u>15%程度(各歳上限10人)</u>まで設定できる。</li> <li><u>新設の幼保連携型認定こども園については、認定こども園としての認可後2年目以降は、保護者のニーズ等を鑑み、2号認定子どもの利用定員の15%程度(各歳上限10人)まで新規に設定できる。</u></li> </ul> | 利用定員を縮小し、1号認定子どもの利用定員へ転換することは原則認めない。 |    |

### ＜幼稚園から認定こども園への移行＞

| 1号                  | 2号     |      |  | 3号  | その他         |
|---------------------|--------|------|--|---|-------------|
|                     | 公募対象地域 | 整備補助 | 取扱い  |   |             |
| 移行前の幼稚園の認可定員内で設定する。 | 対象     | 無    | 任意に設定できる。  | 学年進行上支障がないように設定する。  |             |
|                     |        | 有    | 整備補助を行う趣旨を踏まえ、必要な調整を行う。                            |   | 1歳児からの受入れ必須 |
|                     | 対象外    | 無    | 原則として、移行前の幼稚園の認可定員の <u>20%程度(各歳上限10人)</u> まで設定できる。 | ・原則として、移行前の幼稚園の認可定員の <u>10%程度(各歳上限5人)</u> まで設定できる。<br>・学年進行上支障がないように設定する。 |             |
|                     |        | 有    |  |   | 1歳児からの受入れ必須 |